

ガスを使用されているお客さまへ

2026年4月以降の 新たなガス事業にかかるご案内

1. ご挨拶（松江市ガス局）

日頃より、松江市ガス局のガス事業にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

2025年6月に松江市議会において可決いただいたガス事業譲渡につきましては、2026年4月1日の事業承継に向けて、譲渡先の松江エナジープラス(株)に円滑に事業を引き継ぐ準備を進めております。

このご案内では、お客さまが安心してガスをご使用いただくために、変更点などのお知らせ事項をまとめました。

1930年(昭和5年)の事業開始以降、95年間の長きにわたり、本市ガス事業をご利用いただきましたことに、心より御礼申し上げます。

今後、事業を承継する松江エナジープラス(株)につきましても、ガス局と相変わらずのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2026年2月
松江市ガス局
松江市ガス事業管理者
ガス局長 山内 政司

2. ご挨拶（松江エナジープラス株式会社）

私たちは、松江市の貴重な財産であるガス事業を引き継ぐ責任を認識し、当社の経営理念「総合エネルギー・生活総合事業を通じて地域の皆様に安心・快適な生活を提供するとともに、地域経済および社会の活性化・脱炭素推進に貢献する」をベースに、お客さま・地域経済・松江市の三方にメリットをもたらす組織を目指し、地域の発展に貢献していきます。

2026年4月1日からの本格事業開始に向け、松江市と密に連携を取りながら、確実な業務の引き継ぎに万全を期していきます。

これからも安心・安全なガス供給をおこない、松江市民の皆様へ様々なサービスを展開してまいります。

2026年2月
松江エナジープラス株式会社
代表取締役 倉津 克典

3. 譲渡先「松江エナジープラス株式会社」概要

社 名	松江エナジープラス株式会社
代 表 者	代表取締役 倉津 克典
所 在 地	〒690-0038 島根県松江市平成町182番地42（ガス局内）
設 立 日	2025年5月14日
資 本 金	1億円
株 主 構 成	伊丹産業株式会社（本社：兵庫県伊丹市） 99.5% 松 江 市 0.5%



4. 『ひと目でわかる』新たなガス事業のポイント

〈 事業譲渡に伴うお客さまの手続き・サービス等について 〉

お手続きが不要

- ・ ガスのご契約
【➡3ページ 6.ガス供給に関する条件について】
- ・ お支払い方法のご登録
【➡6ページ 11.（1）お支払いについて】

↓
お手続きは不要です Check

変更がないもの

- ・ ガス料金
【➡5ページ 9.ガス料金について】
- ・ 割引制度
【➡5ページ 7.ガス料金の割引制度について】
- ・ ガス供給条件
【➡3ページ 6.ガス供給に関する条件について】

↓
変更はありません Check

一部変更となるもの

- ・ お問い合わせ先
【➡3ページ 5.お問い合わせ先について】
- ・ ご通帳のお引き落とし名称
【➡6ページ 11.（1）お支払いについて】

↓
一部変更となります Change

新しいサービス

- ・ 電気のご契約の受付開始
- ・ かけつけサービスのご提供
- ・ 卒FIT買取サービス
【➡10ページ 13.（2）新たなサービスについて】

↓
新しいサービスが始まります New

5. お問い合わせ先について

2026年4月1日からのお問い合わせ先は、一部を除き、引き続き同じ電話番号で受付をおこないます。

現在、ガス局で使用している電話番号につきましては、一部を除いて松江エナジープラスへ引き継ぎます。お問い合わせ先は「(表1) お問い合わせ先一覧」のとおりです。

(表1) お問い合わせ先一覧

項 目	2026年3月31日まで	2026年4月1日から
ガス料金に関する内容	0852-21-0012	0852-21-0012
ガスの使用開始・中止のお申し込み	0852-21-0011	0852-21-0011
ガス漏れなどの緊急連絡先	0852-21-0011	
ガス設備工事の相談・問い合わせ	0852-21-0011	
ガス設備点検に関する内容	0852-21-0011	
ガス機器の購入・修理に関する問い合わせ	0852-21-0016	

Change

6. ガス供給に関する条件について

2026年4月1日から、松江エナジープラス株式会社が定める各供給約款（70戸未満のLPガス供給にあっては液化石油ガス法に基づく14条書面）を適用します。ただし、これまでの供給条件と変更はございません。

現在、お客さまとガス局で交わしているガス供給に関する契約につきましては、ガス局の契約上の地位を、松江エナジープラスへ引き継ぎます。契約の種類は、次ページ「(表2) 契約の種類」のとおりです。契約を継続する場合、お手続きの必要はございません。

なお、後日、すべてのお客さまに、ご契約に関する書面を郵送等で配布します。都市ガス、簡易ガスをご利用のお客さまについてはお手続き不要ですが、液化石油ガス（簡易ガスを除く）をご利用のお客さまにつきましては、ご契約に関する書面にご署名のうえ、ご返送いただく予定です。

Check

(表2) 契約の種類

区分	ガス局との契約 (2026年3月31日まで)	松江エナジープラスとの契約 (2026年4月1日から)
都市 ガス	一般ガス小売供給約款	一般ガス小売供給約款
	一般契約	一般契約
	ぽかぽか温水暖房プラン (家庭用ガスセントラルヒーティング契約)	ぽかぽか温水暖房プラン (家庭用ガスセントラルヒーティング契約)
	だんだんエコプラン (家庭用高効率給湯器契約)	だんだんエコプラン (家庭用高効率給湯器契約)
	エネファームプラン (家庭用燃料電池契約)	エネファームプラン (家庭用燃料電池契約)
	小型空調契約(1種)	小型空調契約(1種)
	小型空調契約(2種)	小型空調契約(2種)
	空調夏期契約(1種)	空調夏期契約(1種)
	空調夏期契約(2種)	空調夏期契約(2種)
	時間帯別B契約	時間帯別B契約
	業務用厨房契約(1種)	業務用厨房契約(1種)
	業務用厨房契約(2種)	業務用厨房契約(2種)
	業務用空調契約	業務用空調契約
	業務用温水・蒸気契約	業務用温水・蒸気契約
液化 石油 ガス	簡易ガス小売供給約款	簡易ガス小売供給約款
	液化石油ガス法14条に定める書面交付内容	液化石油ガス法14条に定める書面交付内容
	一般契約	一般契約
	家庭用燃料電池契約	家庭用燃料電池契約

※現在のご契約につきましては、検針票をご覧ください。

※上記以外の個別で契約書を取り交わしているお客さまは、契約のお取り扱いについて別途ご案内します。

Check

7. ガス料金の割引制度について

松江市ガス局が提供しているガス料金割引制度は、松江エナジープラス株式会社が引き続き提供します。

ガス局が提供しているガス料金割引制度である、「新規5年割」および「わくわく松江UI生活割」を現在適用しているお客さまにつきましては、松江エナジープラスが引き続き提供します。新たなお手続きは必要ありません。

新規お申し込みのお客さまにつきましても、同様に、ガス局が提供しているガス料金割引制度は、松江エナジープラスが引き続き提供します。

8. お客さま情報の引き継ぎについて

事業承継のために必要な情報を、松江エナジープラス株式会社へ引き継ぎます。

ガス局が保有しているお客さま情報について、安全にガスをご使用いただくため、また、円滑かつ正確な料金請求をおこなうために必要不可欠な情報については、松江エナジープラスへ引き継ぎ、個人情報の保護に関する法律、松江市個人情報の保護に関する法律施行条例、その他の関係法令の規定に基づき適切に管理をおこないます。

9. ガス料金について

松江市ガス局が提供している各種料金プランは、松江エナジープラス株式会社が引き続き提供します。

松江エナジープラスとの譲渡契約では、今後5年間、ガス局の料金水準を上回らないようにすることとしています（原料費調整制度による価格変動、経済情勢が著しく変化した場合を除く）。

ガス局が提供している各種料金プランについては、松江エナジープラスがそれぞれに対応する料金プランを引き続き提供します。



10. ガス料金の請求について

2026年4月1日から、松江エナジープラス株式会社が検針をおこない、ガス料金を請求します。

(1) お客さま番号および料金番号(供給地点特定番号)

お客さま番号および料金番号は、2026年4月1日以降もこれまでどおりです。

(2) 検 針

検針は、これまでと同様に毎月、松江エナジープラスまたは委託した検針員がおこないます。

(3) 2026年3月検針分ガス料金

2026年3月検針分までのガス料金につきましては、ガス局からご請求します。

◇ガス局発行の納入通知書の取扱期限について

納入通知書の取扱期限は、お支払期限と同日となります。取扱期限到来前の納入通知書については、2026年4月の譲渡後も引き続き使用が可能です。(例：2026年3月ガス局発行の納入通知書は、2026年5月12日の支払期限日まで使用可能。)

取扱期限を過ぎたガス料金納入通知書は、金融機関窓口等でお取扱いすることができませんので、ご注意ください。

11. ガス料金のお支払いについて

お支払い方法は、これまでどおり口座振替、クレジットカード支払いおよび払込通知書(納入通知書)となります。

(1) お支払いについて

◇口座振替によるお支払い

これまでガス料金を口座振替によりお支払いいただいているお客さまは、口座振替を継続される場合には、改めてのお手続きは不要です。これまでどおり、毎月26日(金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日)に松江エナジープラスが振り替えます。

通帳へのお引き落とし名称に関しましては、変更となります。 

◇クレジットカードによるお支払い

これまでガス料金をクレジットカードによるお支払いをいただいているお客さまは、クレジットカードによるお支払いを継続される場合には、改めてのお手続きは不要です。

◇払込通知書によるお支払い

2026年4月1日以降、松江エナジープラスが「払込通知書」を送付します。金融機関やコンビニエンスストア等^{注1}でお支払いいただけます。また、スマホ決済サービスの「d払い請求書払い」、「楽天ペイ（請求書払い）」でのお支払いが新たに可能となります。

なお、松江エナジープラスは口座振替払いを推奨しております。払込通知書をご利用のお客さまにつきましては、口座のご登録をお願いします。

注1 金融機関窓口、コンビニエンスストア、スマホ決済サービスでお支払いいただけます。
詳細は、「(表3) 2026年4月1日以降 払込通知書ご利用可能先」をご覧ください。

(表3) 2026年4月1日以降 払込通知書ご利用可能先

窓口収納取扱金融機関		
山陰合同銀行 しまね信用金庫 島根県農業協同組合	島根銀行 米子信用金庫 中国労働金庫	鳥取銀行 島根中央信用金庫 漁業協同組合 JFしまね
以上の各本店・支店・出張所等		
取扱コンビニエンスストア		
セブン-イレブン ポプラ スリーエイト ハマナスクラブ MMK 設置店	ローソン 生活彩家 ミニストップ くらしハウス セイコーマート	ファミリーマート デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキデイリーストアー ヤマザキスペシャルパートナーショップ
スマホ決済サービス		
PayB ゆうちょPay(銀行Pay) こいPay(銀行Pay) J-Coin 請求書払い はま Pay(銀行Pay)	au PAY(請求書支払い) PayPay 請求書払い d 払い 請求書払い New YOKA!Pay(銀行Pay)(熊本銀行・十八親和銀行・福岡銀行)	楽天銀行コンビニ支払サービス OKI PAY(銀行Pay) 楽天ペイ(請求書払い) New
収納代行会社 (株)電算システム		

(2) お支払い方法のご登録について

◇ガス局でのご登録

事業譲渡前のガス局宛の『口座振替申込』および『クレジットカード支払い申込』の受付は2026年2月28日までとします。

2026年3月1日以降、ガス局宛に新たに口座振替およびクレジットカード支払いのお申込みは出来ませんのでご注意ください。

◇松江エナジープラスでのご登録

2026年3月1日以降、以下の支払い方法をご希望の場合、松江エナジープラスにてご登録の申し込みを受け付けます。Check

〈 口座振替 〉

通帳、届出印、ガス料金領収書またはガス使用量のお知らせ等をお持ちのうえ、取扱金融機関の窓口へ直接お申込みください。なお、ゆうちょ銀行窓口にて公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。

また、山陰合同銀行および鳥取銀行でご登録をご希望される場合は、松江エナジープラスのホームページからWeb上で手続きすることで、銀行の窓口へ行くことなく口座振替の申し込みが出来ます。

- ※口座振替可能な金融機関は、「ゆうちょ銀行」、「山陰合同銀行」、「島根銀行」、「しまね信用金庫」、「鳥取銀行」、「みずほ銀行」、「米子信用金庫」、「中国労働金庫」、「広島銀行」、「島根県農業協同組合」、「JFしまね漁業協同組合」、「島根中央信用金庫」となります。（これまでと変更はありません。）
- ※申込時期により、直近の口座振替に間に合わない場合があります。その場合は払込通知書でお支払いください。

〈 クレジットカード支払い 〉

松江エナジープラスのホームページの「クレジットカード支払い申込受付フォーム」からお申込みください。申込受付完了後、松江エナジープラスからメールが届きますので、メールリンクでのクレジットカードの登録をおこなってください。

クレジット会社の手続きの都合上、申し込みからクレジットカード支払い開始まで1か月～2か月を要する場合があります。お手続きが完了するまでは従来のお支払方法でお支払いいただきます。

- ※ご利用いただけるクレジットカードは、「VISA」、「Mastercard」、「JCB」、「AMERICAN EXPRESS」、「Diners Club」、「Discover」となります。（これまでと変更はありません。）
- ※業務用途のお客さまのガス料金は、クレジットカード支払いの対象となりません。

12. お客様の敷地内におけるガス工事について

2026年4月以降のガス供給に必要な工事に関するお申込みは、松江エナジープラス株式会社が受付します。

2026年4月1日以降、新たにガス供給に必要な敷地内におけるガス工事をお申込みする場合につきましては、松江エナジープラスまでお申し込みください。

また、ガス機器のお取り付け、お取り替えなどの敷地内におけるガス工事につきましては、2026年4月1日から松江エナジープラスが定めるガス工事約款を適用します。ガス工事約款は、松江エナジープラスのホームページに掲載します。

13. 現行および新たなサービスについて

現行のサービスは引き継ぎながら、2026年4月より、松江エナジープラス株式会社が新たなサービスを開始します。

(1) 現行のサービスについて（現行サービスは継続します。）

◇ガスファンヒーターレンタルサービス

冬季限定でおこなっているガスファンヒーターのレンタルにつきましては、2026年4月1日以降も、引き続きおこないます。お申込の受付は松江ガスサービス（電話：0852-27-5597）が窓口となります。

ガスファンヒーターは、灯油を買いに行く、運ぶ、給油する手間がなく、5秒で温風が出るパワフルな暖房です。暖房シーズンが終われば返却するだけです。掃除や片付けが不要で保管場所にも困りません。早期申込み特典でレンタル料が無料となる台数限定の好評なサービスですので、早めのお申込みをお勧めします。

◇開閉栓のインターネット受付

ガス局のホームページで受付をおこなっているガスの開閉栓につきまして、2026年4月1日以降は、松江エナジープラスのホームページにて受付をおこないます。

※ガス局のホームページからの開閉栓受付は、2026年3月31日17時15分までとします。

◇加入中の延長保証について

現在ご使用中のガス機器に関わる延長保証等は、引き続き保証期間満了まで継続されるため、お客さまでの別途お手続きはございません。

なお、対応窓口につきましては松江エナジープラス（TEL：0852-21-0011）となりますので、安心してご使用ください。

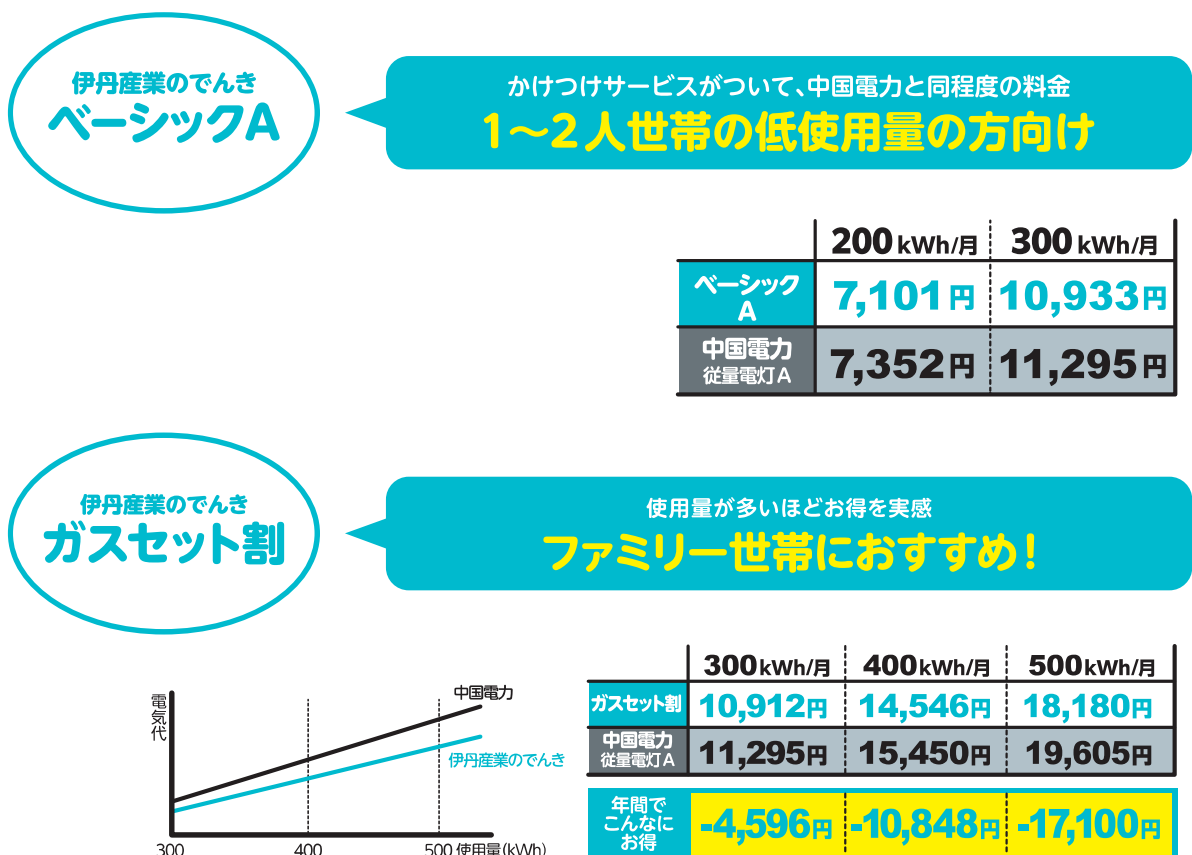
(2) 新たなサービスについて

◇電気ご契約の受付開始 New

2026年4月1日より、新たに電気のご契約受付を開始します。

「伊丹産業のでんき」という名称で電力販売をおこない、一般家庭向けから高圧受電のご契約まで、料金プランをご用意しております。また、ガスをご契約の方を対象としたセット割プランもご用意しております。詳細は2026年4月1日以降、お問い合わせください。

(図1) 料金比較



※電気の供給は、松江エナジープラスのグループ会社である、新エネルギー開発（小売電気事業者登録番号A0042）がおこないます。

※「(図1) 料金比較」は、2025年12月時点の料金による試算です。上記金額には再生可能エネルギー発電促進賦課金と燃料費調整額を含みません。

◇かけつけサービスのご提供 New

家庭用電気料金プランをご契約したお客さま^{注3}に対して、「かけつけサービス」を無償で提供します。水まわり、カギ、窓ガラスのトラブルの際に、電話1本で専門スタッフがかけつけ、応急処置をおこないます。費用につきましては、トラブル対応における出張費および90分以内の応急修理費用上限2万円（税込）が無料となります。

〈水まわりのトラブル〉

サービス対象物件内の給排水設備、トイレ、洗面所または洗濯機置き場の蛇口、給水管もしくは排水管の詰まりまたは水漏れ。

〈カギのトラブル〉

サービス対象物件の玄関ドア、勝手口その他これらに類する出入り口の開錠が必要な事情の発生。

〈窓ガラスのトラブル〉

サービス対象物件の外壁に設置されている窓ガラスの破損。

			
いつでも・どこでも・何度でも		無料でかけつけ	
✓ 24時間365日受付 ✓ 市内の全エリア対応 ✓ 利用回数無制限		✓ 出張費0円 ✓ 作業費0円 90分以内は全て無料 ✓ 部品代0円 上限2万円まで全て無料(※)	

※メーカーの製造中止条件によりサービス適用外となるケースもございます。

※一部地域(離島など)では、かけつけサービス対象外エリアとなる場合があります。

注2 電気ご契約のお客さまが対象となります。

注3 高圧受電でご契約の方、住居以外の建物(店舗等)、共用部および業務用設備等は対象外となります。

◇卒FIT買取サービスの開始 New

2026年4月1日より、固定価格買取制度(FIT)の期間が終了した太陽光発電の電力について、買取をおこないます。

卒FITとは、太陽光発電の余剰電気の買取を国が保証する「FIT制度」が2019年11月から順次、買取期間満了を迎えることです。FIT期間終了後は、売電価格が大幅に下がるため、売電先を変更することにより、売電価格の見直しが可能となります。

※卒FITの買取は、松江エナジープラスのグループ会社である、新エネルギー開発がおこないます。

※電気ご契約のお客さまが対象となります。

その他、今後も様々なサービスを展開していく予定です。

詳細は都度ホームページ等でお知らせします。

14. その他のお知らせ

お客さま説明会を開催します。Check

このお知らせに関する説明会を、2026年2月14日（土）～2月27日（金）に市内15か所で開催します。詳細につきましては、先月（1月）検針時に配布の説明会ご案内文、ガス局または松江エナジープラスのホームページをご確認ください。

事業譲渡に便乗した詐欺にご注意ください！

ご不審な点があれば、松江市ガス局へお問い合わせください。

今回の事業譲渡を理由に、ガス局の職員が訪問や電話により、個人情報をお尋ねすることはございません。少しでも不審な点があれば、すぐにガス局までご連絡ください。

なお、職員や委託員が検針、開閉栓等の作業により、お客さまの敷地に入る場合がありますが、作業にあたる職員や委託員は、身分証明書を携行していますので、不審に思われた場合は、提示を求めてください。

以上の内容は、随時、ガス局および
松江エナジープラスのホームページでもお知らせします。



ガス局ホームページ



松江エナジープラス
ホームページ

〈 ガス事業の事業譲渡に関するお問合せ先 〉

松江市ガス局 総務課 TEL：0852-21-0011（代表）
松江エナジープラス（株） TEL：0852-22-0500（代表）